

## ＜ケンシン＞メンバーズ定期預金

平成 26 年 4 月 1 日現在

商品名（愛称）	＜ケンシン＞メンバーズ定期預金
2 販売対象	組合員で個人の方
3 変更開始日	平成 23 年 2 月 1 日
4 期間	1 年・3 年・5 年
5 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 10 万円以上 1 円単位
6 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
7 利息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度  (3) 計算方法	<p>「＜ケンシン＞メンバーズ定期預金」の店頭表示利率を満期日まで適用します。 （金利は、店頭の金利表示板に表示しています。）</p> <p>※ 満期日以降の利率</p> <p>(1) 自動継続定期の場合、継続時の「＜ケンシン＞メンバーズ定期預金」の店頭表示利率が適用されます。</p> <p>(2) 普通定期の場合、解約日または書換え継続時における普通預金利率により計算します。</p> <p>満期日以降に一括して支払います。 ＜単利型の場合（複利型を除く）＞ 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応答日までの期間に到来する預入日の 1 年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点以下第 3 位以下切捨て）により計算します。</p> <p>付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算です。</p>
8 手数料	手数料の定めはありません。
9 付加できる 特約事項	マル優の取扱いができます。（マル優について詳しくは得意先係りまたは窓口へお問い合わせ下さい。）
10 中途解約時の 取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 3 位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間が 6 か月未満の場合・解約日における普通預金利率</li> <li>・ " 6 か月以上の場合・次の A・B いずれか低い利率を適用します。</li> </ul> <p>A 預入日から中途解約日までの預入期間により次の掛け目後の利率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6 か月以上 1 年未満 約定利率×20%</li> <li>② 1 年以上 2 年未満 約定利率×30%</li> </ul>

	<p>③2年以上3年未満 約定利率×40%</p> <p>④3年以上4年未満 約定利率×50%</p> <p>⑤4年以上5年未満 約定利率×60%</p> <p>B 預入日から中途解約日までの預入期間、金額に対応する、預入日におけるスーパー定期、スーパー定期300の店頭表示利率に90%を乗じた利率</p>
1 1 金利情報	窓口へお問い合わせください。
1 2 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合営業日に上記業務部または全国しんくみ相談所（9時～17時、電話03-3567-2456）にお申し出下さい。また、お客さまから上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>詳しくは、当組合業務部もしくは全国しんくみ相談所にお問い合わせください。</p>
1 3 その他参考となる事項	<p>・利息には20.315%の税金がかかります。（国税15.315%・地方税5%） ※ただし、マル優をご利用の場合は除きます。</p> <p>・総合口座での取扱いは可能です。</p> <p>・この預金は、自由金利型定期預金「M型」（スーパー定期預金）に準じて取扱います。</p> <p>・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円とその利息が保護の対象となります。）</p> <p>・この預金は、金融情勢等の変動により、商品内容の変更や取扱いの中止をすることがございます。</p>